その台湾向け青果物、残留農薬は大丈夫ですか!?

特に、市場調達したものを輸出する際には、要注意!!
日本産の高品質な青果物の魅力を協力して発信していきましょう!

青果物の輸出に当たっては、
輸出先国・地域の残留農薬基準に適合する必要があり、
台湾を含む諸外国・地域における残留農薬基準は、
我が国の残留農薬基準と異なるものがあります。

本写真はイメージです。

以下のチェックボックスについて、確認しましょう!

- ☐ 輸出先国における残留農薬基準について確認しましたか?

  諸外国における残留農薬基準値に関する情報
  (農林水産省webサイト)

- ☐ 生産段階で、輸出先国における残留農薬基準に対応した農薬の選定や使用の時期等を確認しましたか?
- ☐ 残留農薬分析により、事前に輸出先国における残留農薬基準に適合していることを確認しましたか?

一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会
Japan Fruit and Vegetables Export Promotion Concil

農林水産省 農産局 園芸作物課